

諮問番号：諮問第181号

答申番号：答申第181号

答申書

第1 審査会の結論

北九州市小倉北福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づく令和元年6月11日付け保護費返還決定処分（北九北護二第13316号）及び令和元年6月11日付け保護費返還決定処分（北九北護二第13327号）（以下「本件各処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件各処分の取消しを求める。その理由は以下のとおりである。

- (1) お金が入っても自宅の老朽が激しく修理しなくては危険であり、建て直すにはお金がかかるので返還金を払うと修理が出来ない。
- (2) 今回入ったお金はこれから先、生活するためのお金である。
- (3) そもそも役所が5年以上も支払いが遅れたため働けなくなるまで働いて保護を受けてお金が入ったら返せと言うのはおかしいと思う。
- (4) 倒れるまで働いてお金がなくなったから保護を受けて、収入が入ったからそのお金で生活しようと考えているが、それを返すのはおかしい。

2 審査庁の主張の要旨

本件各処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたものであり、処分に違法又は不当な点は認められない。

また、返還額の決定に当たって、自立更生費の控除についての検討を行った上で、自立更生費を控除しないとした処分庁の判断についても合理性がないとはいえず、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性に欠くものとは認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、保護開始日である平成30年2月26日を資力の発生時点とし、同日から令和元年6月30日までの保護費を返還対象としたことが、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国の通知等に沿った適正なものであるかという点にあるので、以下判断する。

1 資力の発生時期について

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-6の答の(5)では、保護開始時において保有している資産（土地等）については、保有が否認された時点以降は、法第63条にいう資力の発生があったものとして取り扱うこととなるとし、具体的には、文書により資産保有の否認、処分指導等を通知した時点以降の保護費が返還額決定の対象となる旨を定めている。

本件についてみると、審査請求人は保護開始時において、当該世帯の居住の用に供される家屋とは別に未利用の物件の2分の1（以下「本件資産」という。）を保有しており、本件資産の保有については、平成30年10月24日付けで処分庁が「法第63条の適用（費用返還義務）について」（以下「本件通知」という。）により資産保有の否認、処分指導等を通知していることから、本件通知日である同日時点で保有が否認され、同条にいう資力の発生があったものとも解される。

しかし、法第63条の規定を見る限り文書による通知は同条の適用要件とはされていないこと、本件通知において同条適用時として「平成30年2月26日（生活保護開始日）」と記載されていることからすれば、処分庁が保護開始日である平成30年2月26日時点で本件資産の保有を否認し、同日に同条にいう資力の発生があったものとしたことについて、違法又は不当とまではいえない。

2 返還額の算定について

(1) 上記1のとおり、資力の発生時点は保護開始日である平成30年2月26日と認められる。また、審査請求人は、令和元年7月1日付けで保護を廃止されている。また、処分庁は審査請求人について平成30年2月から令和元年6月までの間に扶助額として1,585,188円を負担したことが認められる。

したがって、処分庁が保護開始日である平成30年2月26日から保護廃止日の前日である令和元年6月30日までに審査請求人について負担した扶助額1,585,188円を返還対象としたことについて、違法又は不当な点はない。

(2) 審査請求人は、審査請求書及び本件審査請求提起後に審理員に提出した書面において、本件資産の補償金（北九州市が施行する土地区画整理事業に伴い、本件資産について、北九州市と締結した補償契約に基づき、北九州市から支払われる補償金をいう。以下「本件補償金」という。）を家屋補修費用や生活費等に使用したい旨主張していると解されることから、処分庁が本件各処分において自立更生費（「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）1の(1)に示される範囲の額をいう。）を控除しないと判断した点につき、違法又は不当な点があるかを検討する。

ア 法第63条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を要するから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が給付済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限られるものと解するのが相当である（福岡高裁令和元年7月25日判決・判例地方自治455号72頁参照）。

イ 処分庁は、審査請求人に対し、保護の開始について説明を行った平成30年3月26日及び本件資産に係る補償契約締結日の直前である平成31年4月5日、「遡及して受給した年金、補償金など何らかの臨時的収入を得ることとなった場合は、その収入金額に相当するこれまで支給した保護費を全額返還してもらうことが原則であること。ただし、必要な額を一部控除することが可能な場合があるので、例えば、生活用品が壊れて使用できないなど普段の生活で困っていることがあれば、担当のケースワーカーに必ず伝えること。」について説明し、理解した旨の審査請求人の署名及び捺印を得ている。他方、平成30年3月26日から本

件各処分に至るまで、審査請求人が処分庁に対し自立更生費について相談等をした記録は認められない。

また、処分庁は、本件各処分に当たり、法第63条に基づき支給した保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合に当たるか否かについて検討を行ったものの、審査請求人は法第63条に基づき支給した保護金品の全額を返還したとしても、なお3,919,462円が手元に残ることとなり、この残金及び年金収入によって保護を要しない状態になることから、審査請求人について自立更生費の控除を行わないことがその自立を著しく阻害するとは認められないと判断した旨回答している。

そして、審査請求人は、令和元年5月21日に本件補償金の前払い金から市税滞納分を差し引いた額である5,504,650円を受領していたと認められ、当該額から審査請求人に支給された保護金品の全額と同額である1,585,188円を控除してもなお3,919,462円の剰余金が生じると認められる。また、本件各処分時点において、審査請求人には、月額15,798円の年金収入があり、本件資産の所有権移転登記及び引渡し後には本件補償金の後払い金2,545,040円の支払いが予定されていたことが認められる。

ウ これらのことからすれば、処分庁が審査請求人について自立更生費の控除を行わないことがその自立を著しく阻害するとは認められないと判断した点について、合理性がないとはいえず、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められないため、違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年11月10日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和5年1月17日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

本件審査請求の争点は、保護開始日である平成30年2月26日を資力の発生時点

とし、同日から令和元年6月30日までの保護費を返還対象としたことが、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国の通知等に沿った適正なものであるかという点にあるので、以下判断する。

1 資力の発生時期について

問答集問13-6の答の(5)では、保護開始時において保有している資産（土地等）については、保有が否認された時点以降は、法第63条にいう資力の発生があったものとして取り扱うこととなるとし、具体的には、文書により資産保有の否認、処分指導等を通知した時点以降の保護費が返還額決定の対象となる旨を定めている。

本件についてこれをみると、本件資産の保有については、平成30年10月24日付けの本件通知により資産保有の否認、処分指導等を通知していることから、本件通知日である同日時点で保有が否認され、同条にいう資力の発生があったものとも解される。

しかし、法第63条の規定を見る限り文書による通知は同条の適用要件とはされていないこと、本件通知において同条適用時として「平成30年2月26日（生活保護開始日）」と記載されていることからすれば、処分庁が保護開始日である平成30年2月26日時点で本件資産の保有を否認し、同日に同条にいう資力の発生があったものとしたことについて、違法又は不当とまではいえない。

2 返還額の算定について

(1) 上記1のとおり、資力の発生時点は保護開始日である平成30年2月26日と認められる。また、審査請求人は、令和元年7月1日付けで保護を廃止されている。そして、処分庁は審査請求人について平成30年2月から令和元年6月までの間に扶助額として1,585,188円を負担したことが認められる。

したがって、処分庁が保護開始日である平成30年2月26日から保護廃止日の前日である令和元年6月30日までに審査請求人について負担した扶助額1,585,188円を返還対象としたことについて、違法又は不当な点はない。

(2) 審査請求人は、審査請求書及び本件審査請求提起後に審理員に提出した書面において、本件補償金を家屋補修費用や生活費等に使用したい旨主張していると解されることから、処分庁が本件各処分において自立更生費を控除しないと判断した点につき、違法又は不当な点があるかを検討する。

処分庁は、審査請求人に対し、保護の開始について説明を行った平成30年3月

26日及び本件資産に係る補償契約締結日の直前である平成31年4月5日、「遡及して受給した年金、補償金など何らかの臨時的収入を得ることとなった場合は、その収入金額に相当するこれまで支給した保護費を全額返還してもらうことが原則であること。ただし、必要な額を一部控除することが可能な場合があるので、例えば、生活用品が壊れて使用できないなど普段の生活で困っていることがあれば、担当のケースワーカーに必ず伝えること。」について説明し、審査請求人は理解した旨の署名及び捺印を行っている。他方、平成30年3月26日から本件各処分に至るまで、審査請求人が処分庁に対し自立更生費について相談等をした記録は認められない。

そして、審査請求人は、令和元年5月21日に本件補償金の前払い金から市税滞納分を差し引いた額である5,504,650円を受領していたと認められ、当該額から審査請求人に支給された保護金品の全額と同額である1,585,188円を控除してもなお3,919,462円の剰余金が生じると認められる。また、本件各処分時点において、審査請求人には、月額15,798円の年金収入があり、本件資産の所有権移転登記及び引渡し後には本件補償金の後払い金2,545,040円の支払いが予定されていたことが認められる。

処分庁は、本件各処分に当たり、法第63条に基づき支給した保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合に当たるか否かについて検討を行った上で、審査請求人は、当該剰余金及び年金収入によって保護を要しない状態となることから、自立更生費の控除を行わないことがその自立を著しく阻害するとは認められないと判断しており、処分庁による当該判断に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件各処分に影響を与える事情もないので、本件各処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員 樋口 佳恵

委員 中島 浩